

松戸市病院事業広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市病院事業（以下「病院事業」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 病院事業の資産への広告掲載は、病院事業の新たな財源を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する病院事業の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
ア病院事業の広報・刊行物及び印刷物
イ病院事業のWEBページ
ウ病院事業の財産
エその他広告媒体として活用できる資産で病院事業管理者（以下「管理者」という）が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第4条 広告媒体（広告を掲載することができる病院事業の資産をいう。以下同じ）に掲載する広告の内容は、病院事業の品位を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 連携登録医以外の病院/診療所、あんま/マッサージ/指圧/針/きゅう業、柔道整復師、法律の定めのない医療類似行為を行う業者、葬祭関係業、保険業、美容/健康食品等の広告
- (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると管理者が認めるもの

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格、選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて別途定める。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は松戸市病院事業広告掲載申込書（第1号様式）により管理者に申込みものとする。

2 申込みの方法は、電子メール、郵送又は持参のいずれかとする。

(広告掲載の決定)

第9条 管理者は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、松戸市病院事業広告掲載申込結果通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 管理者は、前項に規定する広告掲載の可否の決定を行うに際し疑義が生じたときは、次条に規定する審査機関の審査結果に基づいて決定するものとする。

(審査機関)

第10条 広告掲載について、前条第2項に規定する審査を行うため、松戸市病院事業広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は管理局長を、委員は、松戸市立総合医療センター病院長、東松戸病院長、病院事業事務局経営課長、病院政策課課長をもって充てるものとする。

3 委員長は前項で定める委員のほか、広告媒体を主管する課長及び関連する課長を臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(リース物件等)

第12条 リース契約等により、病院事業が取扱う物件への広告掲載については、前条までの例による。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、事務局経営課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

第1号様式（用紙規格JIS A4）

松戸市病院事業広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）
松戸市病院事業管理者

松戸市病院事業広告掲載要綱第8条の規定により、下記のとおり申込みます。
なお、広告掲載にあたっては松戸市病院事業広告掲載要綱に従います。

（申込者）
住所又は所在地
氏名又は名称 印
代表者名 印
電話番号
電子メール
担当者氏名

記

- 1 広告名称
- 2 期間 年 月 日 から 年 月 日 までの間
- 3 広告掲載料 円（内訳： 円× カ月）
- 4 広告内容 別添のとおり
- 5 リンク先のホームページアドレス（URL） _____
- 6 備考

第2号様式（用紙規格J I S A4）

松戸市病院事業広告掲載申込結果通知書

松 病 総 経 第 号
年 月 日

様

松戸市病院事業管理者

松戸市病院事業広告掲載要綱第9条の規定により、下記のとおり通知いたします。

記

1 広告名称

2 審議の結果 (掲載・不掲載)

3 掲載面 (場所・区画)

4 期間 年 月 日 から 年 月 日 までの間

5 広告掲載料 円

6 備考

(不掲載の場合は、その理由)